

## 住民自治協議会が申請できる補助等制度一覧

平成22年2月12日  
都市内分権審議会  
資料10の別紙

- ◆地区を代表する組織である住民自治協議会が申請できる補助等制度の一覧です。  
◆この他にも、場合によっては住民自治協議会が対象となることが考えられる補助制度もありますので、お気軽にご相談ください。

補助等制度名	補助等制度の概要	備考	所管課名
1 駐輪対策委員会補助金	<p>駅周辺の路上や市営駐輪場内の自転車放置をなくすため、地元役員等で構成する駐輪対策委員会が行う啓発・指導活動や放置自転車撤去活動に対し、補助金を交付する制度です。 なお、補助率は、予算の定める範囲において決定しています。(平成21年4月現在4団体が活動しています)</p>		交通政策課
2 中山間地域乗合自動車運行事業	<p>中山間地域における生活交通確保のため、地域の運行組織が主体となって実施する乗合タクシー運行に対し、補助金を交付するもの。運行組織は区長会や自治協議会が母体となっています。 平成21年度で浅川、芋井、小田切、七二会、信更の5地区が運行しており、平成22年度から信里が新規運行する見込みです。委託事業者との交渉、道路運送法における手続き等に対して実質的に市が事務代行しています。</p>		交通政策課
3 バス待合所設置事業補助金	<p>1 概要 バス利用者の利便を図るため、バス事業者又は区が行うバス待合所設置事業に対して補助するものです。 2 対象経費 ① ②及び③に掲げるものを除き、バス待合所の新設又は更新に係る経費(用地に係る経費を除く。) ② バス待合所(屋根及び柱若しくは壁のみを備えるものに限る。)の新設又は更新に係る経費(用地に係る経費を除く。) ③ バス待合所(腰掛け設備のみを備えるものに限る。)の新設又は更新に係る経費(用地に係る経費を除く。) 3 補助率等 ① 対象経費の2/3以内、限度額100万円 ② 対象経費の2/3以内、限度額 80万円 ③ 対象経費の2/3以内、限度額 20万円</p>	<p>現行制度では区を単位としています バス事業者も補助対象事業者として います 補助対象事業となるバス停留所はバス事業者が運行するもの限ります</p>	交通政策課

	補助等制度名	補助等制度の概要	備考	所管課名
4	男女共同参画セミナー開催補助金	1 概要 住民自治協議会等が開催する男女共同参画セミナーにおける事務経費を補助するもの 2 内容 資料作成等事務経費にかかる経費(飲食費は除く)で、年間5,000円を限度とする。		男女共同参画推進課
5	地域福祉推進事業補助金	1 概要 地域に特有の課題やニーズに対する問題意識を共有し、解決のため多様な地域福祉活動を展開できるよう、地区地域福祉活動計画を策定する費用及び地区地域福祉活動計画策定及び推進等をする地域福祉ワーカーを雇用する費用の一部を補助するものです。 2 内容 ・地区地域福祉活動計画を策定する事業に要する経費に対して最大3年度継続計50万円を限度として補助金を交付します。 ・地域福祉ワーカーを雇用するに要する経費に対して100万円を限度として、その経費(賃金、労働保険等)に対し補助金を交付します。		厚生課
6	福祉自動車購入補助金	(社)長野市社会福祉協議会が実施主体となる福祉移送サービスの実施機関として、地区単位若しくは複数の地区を単位として福祉移送を行う場合に、事業に使用する福祉自動車の購入・買換えを補助するものです。 (現在は、地区社協の事業として実施していますが、地区社協を廃止し住民自治協議会福祉部会等に移行する場合も引き続き対象とします。) ・新規購入の場合 補助率10/10 350万円限度 ・買換えの場合 補助率2/3 250万円限度(購入後8年経過ほか条件あり) なお、福祉移送サービスの実施に当たっては(社)長野市社会福祉協議会の同意が必要です。	複数の地区を単位として組織し共同で実施する場合があります。	高齢者福祉課
7	ごみ集積所設置事業補助金	野積みによるごみ集積を減らしごみ集積所の衛生的機能的改善、衛生環境の改善を図るため、ごみ集積所設置費用の一部を補助するものです。 補助率は設置費用の4分の3以内とし、集積所の形態により補助上限額が異なります。	通常は区を単位としています	生活環境課
8	ごみ集積所改修事業補助金	可燃ごみ集積所又は不燃ごみ集積所の衛生的機能的改善を図るため、ごみ集積所改修費用等の一部を補助するものです。 補助率は改修費用の2分の1以内とし、集積所の形態等により補助上限額が異なります。	通常は区を単位としています	生活環境課
9	リサイクルハウス設置事業補助金	資源の団体回収活動を活性化し、ごみの減量と再資源化を促進するため、再生資源を一時的に保管する倉庫(リサイクルハウス)を設置する費用の一部を補助するものです。 補助率は設置費用の4分の3以内とし、リサイクルハウスの床面積により補助上限額が異なります。	通常は区の単位地区又は資源回収団体も可	生活環境課

	補助等制度名	補助等制度の概要	備考	所管課名
10	集客に役立つ施設等活用事業	<p>1 目的: 商店街団体(同等の活動をしている団体で市長が特に認めるものを含む。)が空き店舗等を集客に役立つ施設等として活用する事業に対して補助する。</p> <p>2 対象事業: 空き店舗等を集客に役立つ施設等として2年以上活用する事業</p> <p>3 対象経費: ①改修費、改築費、附帯設備の設置に要する経費 ②空き店舗等の賃借料</p> <p>4 補助率等: ①対象経費の1/2以内、限度額300万円 ②対象経費の1/2以内、限度額(1月分の賃借料につき)20万円</p>		商工振興課
11	店舗等出店活用事業	<p>1 目的: 商店街団体(同等の活動をしている団体で市長が特に認めるものを含む。)が当該商店街への店舗の出店を誘致するため、空き店舗等を賃借し、当該空き店舗等を出店する事業者に対して貸し出す事業に対して補助する。</p> <p>2 対象事業: 商店街団体が当該商店街への店舗の出店を誘致するため、空き店舗等を賃借し、当該空き店舗等を出店する事業者に対して貸し出す事業</p> <p>3 対象経費: ①改修費、改築費、附帯設備の設置に要する経費 ②空き店舗等の賃借料</p> <p>4 補助率等: ①対象経費の1/3以内、限度額200万円 ②対象経費の1/2以内、限度額(1月分の賃借料につき)15万円</p>	市長が特別に認める場合として、住民自治協議会を対象とすることが想定されます。	商工振興課
12	子どもわくわく体験事業補助金	<p>子どもを対象とする自然・生活・科学工作等の体験活動を実施するにあたり、材料費、報償費、使用料、賃借料、交通費、消耗品、印刷費で子どもの活動に関するもののみを対象経費として、1事業につき10万円を限度に対象経費の3分の2以内で、申請回数は1団体年2回までとします。</p>	地区育成会・単位育成会・地区青少年団体・地域公民館も対象となります。	生涯学習課

	補助等制度名	補助等制度の概要	備考	所管課名
13	スポーツ事業補助金	<p>地区の全区域を対象として行う運動会又は同一年度における3種目以上のスポーツの大会を開催した場合に交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額:1地区 50,000円以内+(10円×世帯数)</li> <li>・補助金の交付対象となる経費は、各地域において実施するスポーツ事業に要する経費とする。</li> <li>・補助金の額は、スポーツ事業に要する経費に相当する額を限度とする。</li> </ul>		体育課
14	自主防災組織強化事業補助金	<p>自主防災組織の育成及び強化を図るため、組織の世帯規模に応じ、防災活動に必要な防災器材又は消火器の購入及び消火器の薬剤詰替並びに自主防災組織連絡協議会が実施する防火防災訓練に要する経費に対して補助を行っています。この内、次の住民自治協議会が実施する防火防災訓練に要する経費に対して補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地区に自主防災組織連絡協議会がなく、住民自治協議会が訓練を実施する場合で、災害等の際に実効性を発揮するため、下記の場合、住民自治協議会を自主防災組織連絡協議会とみなし補助対象団体とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自主防災会長、自主防災指導員が参画していること。</li> <li>イ 災害等の際に、情報の収集・伝達、出火防止・消火器等による消火活動、負傷者の救出・救護活動、住民の避難誘導活動、炊き出し等の給食・給水活動等に関する役割分担とその責任者が、明確にされていること。</li> <li>ウ 上記2項について、住民自治協議会の規約等に明記されていること。</li> </ul> </li> </ul>		消防局警防課
15	社会を明るくする運動	<p>1 概要 法務省主唱による全国的な運動「社会を明るくする運動」を地区住民が展開し活動することを後押しする目的で、助成や啓発活動を行うものです。</p> <p>2 内容 運動を立ち上げるための地区協議会費、運動を展開する地区住民集会費に対し、地区組織に助成金を支出します。 助成金額 地区協議会費:1地区5千円、地区住民集会費:1回2万円 (H21年度)</p> <p>※共同募金配分金を財源としています。</p>		社協 総務課
16	生活改善運動助成事業	<p>1 趣旨 市民生活の合理化を図るため、主として冠婚葬祭において、簡素化を図ることを目的とし、各地区の生活改善推進協議会等に対して、経費の助成を行うもの。</p> <p>2 実施方法 年1回、各地区からの実績報告に基づき経費の一部を助成。</p>		社協 総務課